

障害者支援制度をご利用ください

平成27年度に実施する障害福祉サービス等を紹介します。受けることができる制度は、障害者手帳の有無や種類、等級によって異なります。制度の利用方法や障害者手帳の取得方法など、詳細はお問い合わせください。

☎障害福祉課 ☎463-1598~9 ☎463-1025



障害者虐待防止センター

障害のある人への虐待について相談、通報または届出を受けたときは、関係機関との連携により円滑な解決に努めます。

障害者を現に養護している者、障害者福祉施設または障害福祉サービス事業等に従事する者、雇用者（障害者を雇用する事業主等）が障害者に対して行う次のいずれかに該当する行為です。

- ①身体的虐待 ②性的虐待 ③心理的虐待 ④放棄・放任 ⑤経済的虐待

このような虐待が行われているのを見たり聞いたりした方は当センターにご連絡ください。障害者の安全を確認し、虐待の事実確認や障害者の保護、養護者への支援など必要な対応をします。

また、虐待を未然に防ぐために養護者の負担軽減のための助言・支援なども行います。

なお、在宅の18歳未満の障害のある児童への虐待については、こども未来課または所沢児童相談所にも相談・通報できます。

※平日夜間および休日は市役所警備員室（☎463-1111）で電話を受け、折り返し担当者から電話します。



自立支援医療(精神通院)・精神障害者通院医療費助成事業

自立支援医療(精神通院)

精神疾患の治療をうけるときに、通院医療費の自己負担分を1割に軽減する制度です。院外処方箋薬局、精神科デイケア、訪問看護ステーションも対象になります。引き続き医療等を継続する場合には、更新の手続きが必要です。※申請が必要です。

精神障害者通院医療費助成事業

自立支援医療(精神通院)を利用した際の、一部自己負担金(医療費等の1割)を助成する制度です。

※平成26年4月診療分から、所得区分が住民税非課税の方のみが助成対象となります。

申請手続／毎月15日(休日のときは翌日)までに申請された場合は、翌月の15日(休日のときは前日)に支給

申請先／障害福祉課、内間木支所、朝霞駅前出張所、朝霞台出張所

※郵送でも申請ができます。申請書、領収書、該当月の自己負担上限額管理票のコピーを障害福祉課宛てまで



心身障害者扶養共済制度

加入者(保護者)が死亡または重度の障害状態になった場合、障害のある方に年金が支給され、障害のある方が死亡した場合は弔慰金が支給されます。

加入できる方／

- ①障害のある方の保護者であること(現に障害のある方を扶養していること)
- ②埼玉県内(さいたま市を除く)に住所を有していること
- ③加入する年度の4月1日時点の年齢が65歳未満であること
- ④加入時に疾病および障害を有しないこと(生命保険に加入できる状態であること)

掛金／1口月額9,300円~23,300円

※所得により掛金が減額または免除になります。

※障害のある方1人につき、加入者1人2口まで加入可

支給額／年金…1口月額2万円、2口4万円

弔慰金…加入期間に応じて、5万円、12万5千円、25万円(2口の加入も期間に応じて支給)



障害者等日中一時支援事業

一時的に見守り等が必要な障害のある方に日中活動の場を提供し、また、日常的に介護している家族の支援を目的とした日中一時支援事業を「すわ緑風園」などで実施しています。

対象者／市内に住所を有する障害のある方等で次のいずれかに該当する人

- ・障害者手帳(身体、療育、精神)を所持している方
- ・医師により発達に障害があると診断された方

利用者負担／原則かかった費用の1割負担(市民税非課税世帯は無料)

利用上限／月10日以内

利用方法／利用を希望される方は申請し、利用決定を受けてください。



障害者移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある方に、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活および社会参加を促すことを目的とした障害者移動支援事業を実施しています。

内容／障害のある方の社会生活上、必要不可欠な外出等について移動のための支援

対象者／市内に住所を有する障害者等で次のいずれかに該当する方

- ・障害者手帳(身体、療育、精神)を所持している方
- ※身体障害については諸要件があります。

- ・医師により発達に障害があると診断された方

※視覚障害があり移動に著しい困難を有する方は同行援護の利用が優先となります。

利用者負担／原則かかった費用の1割負担(市民税非課税世帯は無料)

利用上限／月128時間以内

利用方法／利用を希望される方は障害福祉課に申請し、利用決定を受けてください。



家具転倒防止器具等設置費助成事業

大規模な地震の発生時に、迅速な行動が取れない支援に必要な65歳以上のみで構成される高齢者世帯と障害のある人と高齢者のみで構成される世帯が、家具の転倒等によってけがなどをされることを防ぐため、家具の転倒を防止する器具と取り付けに対して助成を行います。

助成額／10,000円

対象世帯／

- ・65歳以上のみで構成される高齢者世帯
- ・障害のある人のみで構成される世帯
- ・障害のある人と高齢者のみで構成される世帯

※助成は1世帯に対して1回限りです。

☎長寿はつらつ課 ☎463-1921

特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当

①特別児童扶養手当

身体等に一定の障害のある20歳未満のお子さんを育てている方に支給されます。ただし、施設に入所しているお子さんや障害を支給事由とする年金を受給しているお子さんは除きます。

手当額／月額 1級 51,100円 2級 34,030円

②特別障害者手当

20歳以上で、身体等に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に支給されます。ただし、施設に入所中の方や3か月以上継続して病院等に入院している方は除きます。

手当額／月額 26,620円

③障害児福祉手当

20歳未満で、身体等に著しく重度の障害があるため、常時特別な介護を必要とする方に支給されます。ただし、施設に入所中の方や障害を支給事由とする年金を受給している方は除きます。

手当額／月額 14,480円

※①、②、③のいずれの手当も、所得の制限があり、支給が停止になることがあります。受給要件・申請についてはお問い合わせください。

現況届の提出

すでに手当を受けている方は毎年8月に現況届（所得状況届）の提出が必要です。届出用紙が送られてきましたら忘れずにご提出をお願いします。（7月下旬頃送付予定）この届けを提出しないと、8月以降の手当は支給されませんのでご注意ください。

重度心身障害者医療費支給制度

支給対象（重度心身障害者）／①身体障害者手帳1～3級

②療育手帳A・A・B ③精神障害者保健福祉手帳1級④65歳未満で次のいずれかに該当する手帳等の交付を受けている方が、65歳以降後期高齢者医療制度の障害認定を受けた場合

・身体障害者手帳4級のうち、音声または言語、そしゃく機能障害、下肢機能障害（一部）

・精神障害者保健福祉手帳2級

・障害基礎年金1・2級の証書

※重度心身障害者となった年齢が65歳以上の方は除きます。

※新規の方は、障害福祉課へ登録が必要です。

支給額／入院、通院等の各医療保険制度における医療費の一部負担金

ただし、各医療保険から高額療養費や附加給付金が支給される場合は、その金額を差し引いて支給します。

※入院時の食事代等は、助成対象外です。

※精神障害者保健福祉手帳1級により該当の方は、精神病床の入院費は対象外です。

申請手続／毎月15日（休日のときは翌日）までに申請された場合は、翌月の15日（休日のときは前日）に支給

申請先／障害福祉課、内間木支所、朝霞駅前出張所、朝霞台出張所

※郵送でも申請ができます。申請書、領収書を障害福祉課宛てまで



児童館へ行ってみよう!! ー夏まつり開催ー

今年も市内の5つの児童館で夏まつりを開催します。それぞれの館が楽しいおまつりを企画していますので、ぜひ皆さん遊びに来てください。詳しくは各館へお問い合わせください。

開催日

- ・みぞぬま児童館 7月18日(土)
- ・ひざおり児童館 7月27日(月)
- ・きたはら児童館 7月30日(木)
- ・ねぎしだい児童館 8月21日(金)
- ・はまさき児童館 8月30日(日)

児童館一覧

館名	住所・電話	休館日
みぞぬま児童館	溝沼7-13-11 ☎450-0858	日曜日、5月8日、祝日（5/5を除く）、 年末年始
ひざおり児童館	膝折町1-7-40 ☎458-6969	火曜日、5月6日、祝日（5/5を除く）、 年末年始
きたはら児童館	北原2-8-11 ☎471-7140	金曜日、5月6日、祝日（5/5を除く）、 年末年始
ねぎしだい児童館	根岸台2-15-12 ☎450-1815	月曜日、5月9日、祝日（5/5を除く）、 年末年始
はまさき児童館	浜崎51-1 ☎486-2477	月曜日、5月7日、祝日（5/5を除く）、 年末年始



児童館とは

児童館は、0歳から18歳未満のお子さんとその保護者が無料で利用できる施設です。遊戯室や図書室などで自由に遊んだり、講座や季節に合わせたさまざまな行事に参加することができます（行事によっては申し込みが必要な場合があります）。

乳幼児専用の部屋や中高生向けのスペースがある施設もあります。

お気軽にお近くの児童館をぜひご利用ください。

開館時間 午前9時30分～午後5時30分

対象 0歳から18歳未満のお子さんとその保護者

※幼児（未就学児）は保護者の同伴が必要です。

児童館までの行き方や催し物などの情報は、指定管理者として管理運営を行っている朝霞市社会福祉協議会ホームページ（<http://www.asaka-shakyo.or.jp>）をご覧ください。各児童館のから毎月1回発行している「児童館だより」は市ホームページにも掲載しています。